

# 熊本県公報

号外 第 36 号  
平成 14 年 8 月 1 日 (木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

規 則	
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則	(障害保健福祉課) 2
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則	( " ) 18
児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則	( " ) 35
登 載 依 頼	
熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令	(教育委員会) 43

本号で公布された規則のあらまし

### 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則

- ( 1 ) 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定について、必要な事項を定めることとした。  
 指定居宅支援事業者（指定身体障害者更生施設等）指定申請書の様式及び指定を受けた旨の標示義務を定めることとした。（第 2 条関係）  
 法第 17 条の 20 及び法第 17 条の 27 の規定による変更等の届出書の様式を定めることとした。（第 3 条関係）  
 法第 17 条の 29 の規定による指定の辞退の届出書の様式を定めることとした。（第 4 条関係）  
 指定等の公示を行う事項を定めることとした。（第 5 条関係）  
 知事の市町村長に対する情報提供の義務及び情報提供を行う事項を定めることとした。（第 6 条関係）

- ( 2 ) 施行日  
 この規則は、公布の日から施行することとした。

### 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則

- ( 1 ) 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定について、必要な事項を定めることとした。  
 指定居宅支援事業者（指定知的障害者更生施設等）指定申請書の様式及び指定を受けた旨の標示義務を定めることとした。（第 2 条関係）  
 法第 15 条の 20 及び法第 15 条の 27 の規定による変更等の届出書の様式を定めることとした。（第 3 条関係）  
 法第 15 条の 29 の規定による指定の辞退の届出書の様式について定めることとした。（第 4 条関係）  
 指定等の公示を行う事項について定めることとした。（第 5 条関係）  
 知事の市町村長に対する情報提供の義務及び情報提供を行う事項を定めることとした。（第 6 条関係）

- ( 2 ) 施行日  
 この規則は、公布の日から施行することとした。

### 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則

- ( 1 ) 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定について、必要な事項を定めることとした。  
 指定居宅支援事業者指定申請書の様式及び指定を受けた旨の標示義務を定めることとした。（第 2 条関係）  
 法第 21 条の 20 の規定による変更等の届出書の様式を定めることとした。（第 3 条関係）  
 指定等の公示を行う事項について定めることとした。（第 4 条関係）  
 知事の市町村長に対する情報提供の義務及び情報提供を行う事項を定めることとした。（第 5 条関係）

- ( 2 ) 施行日  
 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則をここに公布する。

平成 14 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県規則第 72 号

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「法」という。）及び同法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅支援事業者（法第 17 条の 4 第 1 項の指定居宅支援事業者をいう。以下同じ。）及び指定身体障害者更生施設等（法第 17 条の 10 第 1 項の指定身体障害者更生施設等をいう。以下同じ。）の指定等に関し必要な事項を定める。

(指定の申請等)

第 2 条 法第 17 条の 17 第 1 項又は法第 17 条の 24 第 1 項の規定による申請は、指定居宅支援事業者（指定身体障害者更生施設等）指定申請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。

2 指定居宅支援事業者又は指定身体障害者更生施設等の設置者は、指定を受けた旨を当該指定に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第 3 条 法第 17 条の 20 又は法第 17 条の 27 の規定による届出は、施行規則第 11 条の 4 第 1 項又は施行規則第 11 条の 6 に定める事項の変更に係るものにあつては変更届出書（別記第 2 号様式）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（別記第 3 号様式）により行うものとする。

(指定の辞退)

第 4 条 法第 17 条の 29 の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（別記第 4 号様式）により行うものとする。

(公示)

第 5 条 法第 17 条の 23 又は法第 17 条の 31 の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定居宅支援事業者の事業所又は指定身体障害者更生施設等の名称及び所在地（指定居宅支援事業者の事業所の名称又は所在地の変更の場合にあつては、変更前及び変更後の名称又は所在地）

(2) 指定居宅支援事業者又は指定身体障害者更生施設等の設置者の名称、主たる事務所所在地及び代表者の氏名

(3) 指定、変更、廃止、辞退又は取消しの年月日

(4) 事業所番号

(5) 事業又は施設の種類

(市町村への情報提供)

第 6 条 知事は、指定居宅支援事業者又は指定身体障害者更生施設等の指定をしたとき、法第 17 条の 20 若しくは法第 17 条の 27 の規定による届出若しくは法第 17 条の 29 の規定による指定の辞退があつたとき、又は法第 17 条の 22 若しくは法第 17 条の 30 の規定による指定の取消しをしたときは、市町村長に対して、前条各号に掲げる事項その他必要な事項を通知するものとする。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

受付番号

指定居宅支援事業者

指定申請書

指定身体障害者更生施設等

平成 年 月 日

熊本県知事

様

所在地

申請者

名称

(設置者)

代表者の氏名

印

身体障害者福祉法の規定による事業者(施設)に係る指定を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

申請者 (設置者)	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区				
	申請者連絡先	電話番号			FAX番号	
代表者の職・氏名	法人である場合その種別	法人所轄庁				
	職名		フリガナ			
	氏名					
代表者の住所	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区					
指定を受けようとする事業所・施設の種別	フリガナ					
	名称					
	事業所等の所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市				
	事業所連絡先	代表電話番号				
同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定等を受けている事業等の指定年月日	備考
指定居宅支援						
指定施設支援						
事業所番号	同一の法律において既に指定を受けている場合					

- 備考
- 「受付番号」欄及び「事業所(施設)所在市町村番号」欄には、記載しないでください。
  - 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
  - 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
  - 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定等を受けているものを含めて記載し、今回申請をするものについては左側の「実施事業」欄に、既に指定等を受けているものについては右側の「実施事業」欄に「○」を記入してください。なお、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第11条の規定に基づき指定があったものとみなされる施設に係る事業については、右側の「実施事業」欄に「みなし」と記載してください。
  - 「指定申請をする事業等」欄には、該当する欄に事業等の開始予定年月日を記載してください。
  - 申請する事業の種類に応じて付表を添付ください。
  - 「事業所番号」欄には、熊本県において既に身体障害者福祉法に基づく事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。